

5 水管 2349 号
令和 5 年 12 月 12 日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 宮下 一郎

特定水産資源（めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分 3M））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分 3O））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら及びめばち（インド洋協定海域））に関する令和 6 管理年度における漁獲可能量の設定及び当初配分案等について（諮問第 432 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、特定水産資源（めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分 3M））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分 3O））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら及びめばち（インド洋協定海域））に関する令和 6 管理年度における漁獲可能量等を別紙 1 のとおり定めたいので、同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、いわしくじら、にたりくじら及びみんくくじらの漁獲可能量に関する令和 6 管理年度における留保からの配分及び数量の融通等について、別紙 2 の取扱いとしたいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、特定水産資源（めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3M））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3O））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら及びめばち（インド洋協定海域））に関する令和6管理年度における同項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 宮下 一郎

めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3M））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3O））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら及びめばち（インド洋協定海域）に関する令和6管理年度（令和6年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一 めかじき（南西太平洋海域）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

588トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
めかじき（南西太平洋海域）かつお・まぐろ漁業	588

第二 めばち（東部太平洋条約海域）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

32,372トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
めばち（東部太平洋条約海域）かつお・まぐろ漁業	24,372

第三 あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3M））

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

400トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3M））	400

第四 あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3O））

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

150トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3O））	150

第五 いわしくじら

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

25頭

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：頭）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
いわしくじら母船式捕鯨業	25
いわしくじら基地式捕鯨業	0

第六 からすがれい（北西大西洋条約海域）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

1,151トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
からすがれい（北西大西洋条約海域）	1,151

第七 きはだ（インド洋協定海域）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

4,002トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
きはだ（インド洋協定海域）大中小型まき網漁業及	4,002

びかつお・まぐる漁業	
------------	--

第八 にたりくじら

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

187頭

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：頭）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
にたりくじら母船式捕鯨業	150
にたりくじら基地式捕鯨業	0

第九 みんくくじら

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

142頭

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：頭）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
みんくくじら母船式捕鯨業（太平洋海域）	0
みんくくじら母船式捕鯨業（オホーツク海域）	0
みんくくじら基地式捕鯨業（太平洋海域）	109
みんくくじら基地式捕鯨業（オホーツク海域）	33

- 9 -

第十 めばち（インド洋協定海域）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

3,684トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
めばち（インド洋協定海域）大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業	3,684

- 10 -

令和6管理年度漁獲可能量（TAC）の配分総括表（国際資源）（令和6年〇月〇日時点）

単位はすべてトン

特定水産資源	大臣管理区分	漁獲可能量	留保枠	大臣管理漁獲可能量	令和6管理年度の期間
別紙2-27 めかじき（南西太平洋海域）	かつお・まぐろ漁業	588	0	588	令和6年1月1日から 令和6年12月31日まで
別紙2-29 めばち（東部太平洋条約海域）	かつお・まぐろ漁業	32,372	8,000	24,372	令和6年1月1日から 令和6年12月31日まで
別紙2-31 あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3M））	遠洋底びき網漁業	400	0	400	令和6年1月1日から 令和6年12月31日まで
別紙2-32 あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3O））	遠洋底びき網漁業	150	0	150	令和6年1月1日から 令和6年12月31日まで
別紙2-34 からすがれい（北西大西洋条約海域）	遠洋底びき網漁業	1,151	0	1,151	令和6年1月1日から 令和6年12月31日まで
別紙2-35 きはだ（インド洋協定海域）	大中型まき網漁業及び かつお・まぐろ漁業	4,002	0	4,002	令和6年1月1日から 令和6年12月31日まで
別紙2-41 めばち（インド洋協定海域）	大中型まき網漁業及び かつお・まぐろ漁業	3,684	0	3,684	令和6年1月1日から 令和6年12月31日まで

令和6管理年度の漁獲可能量(TAC)の配分総括表(国際資源のうち鯨類)(令和6年〇月〇日時点)

単位はすべて頭

特定水産資源	漁獲可能量	留保枠	大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量	令和6管理年度の期間
別紙2-33 いわしくじら	25	0	いわしくじら母船式捕鯨業	25	令和6年1月1日から 令和6年12月31日まで
			いわしくじら基地式捕鯨業	0	令和6年1月1日から 令和6年12月31日まで
別紙2-36 にたりくじら	187	37	にたりくじら母船式捕鯨業	150	令和6年1月1日から 令和6年12月31日まで
			にたりくじら基地式捕鯨業	0	令和6年1月1日から 令和6年12月31日まで
別紙2-37 みんくくじら	142	0	みんくくじら母船式捕鯨業(太平洋海域)	0	令和6年1月1日から 令和6年12月31日まで
			みんくくじら母船式捕鯨業(オホーツク海域)	0	令和6年1月1日から 令和6年12月31日まで
			みんくくじら基地式捕鯨業(太平洋海域)	109	令和6年1月1日から 令和6年12月31日まで
			みんくくじら基地式捕鯨業(オホーツク海域)	33	令和6年1月1日から 令和6年12月31日まで

漁獲可能量に係る留保からの配分及び数量の融通等について (いわしくじら、にたりくじら、みんくくじら)

1 経緯

令和4管理年度より、いわしくじら、にたりくじら及びみんくくじらの資源管理を漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく漁獲可能量による管理に移行した。

その運用として、これら3鯨種の漁獲可能量に係る配分数量の変更のうち、大臣管理区分間での配分数量の融通であり、以下に該当する場合は、水産政策審議会に対し事後報告で対応できる取扱いとされた。

(1) 国の留保枠からの配分に伴う数量の変更

当事者間で配分数量について合意形成があり、当該合意に基づき漁獲可能量の配分を変更する場合。

(2) 融通に伴う数量の変更

当事者間の合意により行う数量の融通に伴い、漁獲可能量の配分を変更する場合。

2 令和6管理年度の実施

令和6管理年度においても、令和5管理年度と同様、上記1(1)及び(2)による配分数量の変更については水産政策審議会に対し事後報告で対応できることとする。

3 数量変更に伴う手続

農林水産大臣は、変更した配分数量を遅滞なく公表する（漁業法第15条第6項において準用する同条第5項）。

4 上記2によるもの以外の数量変更の実施

上記2によるもの以外の数量変更を行う場合には、事前に水産政策審議会の意見を聴く（漁業法第15条第6項において準用する同条第3項）。

5 みんくくじら（オホーツク海域）の配分数量について

「みんくくじら基地式捕鯨業（オホーツク海域）」と「みんくくじら母船式捕鯨業（オホーツク海域）」の配分数量の和は「みんくくじら基地式捕鯨業（オホーツク海域）」の当初配分数量を超えないものとする。

令和 6 管理年度（令和 6 年 1 月～12 月）いわしくじら、にたりくじら及び みんくくじら漁獲可能量（TAC）の設定及び分配について

令和 5 年 12 月
水 産 庁

1 設定の考え方

国際捕鯨委員会において採択された算出方法に従って、初期資源量（当該水産資源の人為的な漁獲がなされる前の資源量をいう。）の 60 パーセントの資源水準を長期的に維持する漁獲量を算定する方法で得られた値から、混獲その他の捕鯨業における漁獲以外の人為的要因（定置網混獲、銛抜け等）により通常発生すると想定される年間の死亡頭数を減じた量を漁獲可能量とする。

2 令和 6 管理年度（令和 6 年 1 月 1 日～12 月 31 日）の TAC

特定水産資源	漁獲シナリオで算定された漁獲量の値	通常発生すると想定される年間の死亡頭数(※)	TAC
いわしくじら	25 頭	0 頭	25 頭
にたりくじら	187 頭	0 頭	187 頭
みんくくじら	167 頭	25 頭	142 頭

※ 令和 6 管理年度における定置漁業による混獲その他の捕鯨業における漁獲以外の人為的要因により通常発生すると想定される年間の死亡頭数は、以下のとおり算出している。

- ・いわしくじら及びにたりくじら：対象となる海域での令和 4 管理年度における定置網混獲数
- ・みんくくじら：対象となる海域での定置網混獲数の 5 ヶ年平均

(参考) いわしくじら、にたりくじら、みんくくじらの TAC の推移

特定水産資源	R1 年 (2019 年)	R2 年 (2020 年)	R3 年 (2021 年)	R4 年 (2022 年)	R5 年 (2023 年)	R6 年 (案)
いわしくじら	25 頭	25 頭	25 頭	25 頭	24 頭	25 頭
にたりくじら	187 頭	187 頭				
みんくくじら	56 頭	132 頭	134 頭	133 頭	136 頭	142 頭

- ・令和 3 年までは指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 42 条に基づく捕獲頭数の上限の設定による管理
- ・令和元年は令和元年 6 月までの調査で捕獲した頭数（79 頭）を差し引いた数

- (1) いわしくじらについては、母船式捕鯨業者のみが捕獲することから、漁獲可能量の全量を母船式捕鯨業に当初配分を行う。
- (2) にたりくじらについては、漁期中に基地式捕鯨業に配分を行う可能性があることから、漁獲可能量の20%（1頭未満の数量は切捨てとする。）を国の留保とし、残りの全量を母船式捕鯨業へ配分を行う。
- (3) みんくくじらについては、基地式捕鯨業者のみが捕獲することから、漁獲可能量の全量を基地式捕鯨業に当初配分を行う。

<参考>

特定水産資源	TAC(頭)
いわしくじら	25

大臣管理区分	数量(頭)
母船式捕鯨業	25
基地式捕鯨業	0
留保	0

特定水産資源	TAC(頭)
にたりくじら	187

大臣管理区分	数量(頭)
母船式捕鯨業	150
基地式捕鯨業	0
留保	37

特定水産資源	TAC(頭)
みんくくじら	142

大臣管理区分	数量(頭)
母船式捕鯨業 (太平洋海域)	0
母船式捕鯨業 (オホーツク海域)	0
基地式捕鯨業 (太平洋海域)	109
基地式捕鯨業 (オホーツク海域)	33
留保	0

ミンククジラ・ニタリクジラ イワシクジラの捕獲可能量算出

指定鯨類科学調査法人
一般財団法人 日本鯨類研究所

ひげ鯨類の捕獲可能量の算出方法

<捕獲可能量の算出方法>

捕獲可能量はRMP（Revised Management Procedure）を用いて計算。RMPは、ひげ鯨類の捕獲可能量を計算するためのコンピュータプログラム。1992年にIWC（国際捕鯨委員会）科学委員会で開発され、1994年にIWC総会で採択。

RMPでは、以下のプロセスにより、極めて予防的かつ控えめな捕獲可能量を算出。

- ①資源量推定値と過去の捕獲量から、捕獲可能量を算出。
- ②様々な不確実性（推定資源量、系群構造や自然増加率等の想定が誤っている可能性）を勘案し、膨大なシミュレーションを通じて、100年間捕獲を続けても資源に悪影響がないことを確認。

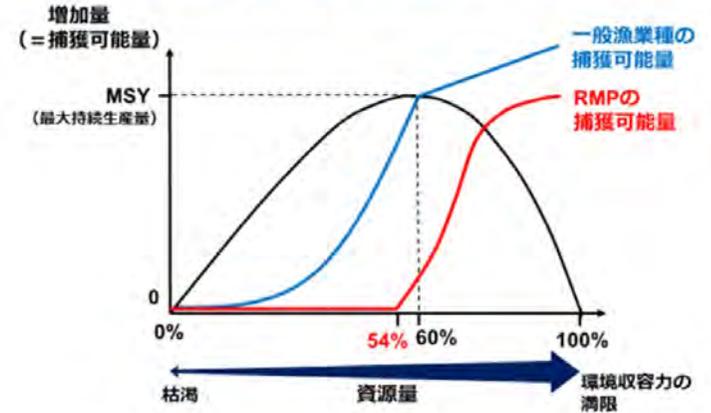
そのため、RMPで算出される捕獲可能量は、推定資源量の1%未満となる。

また、資源量が初期資源量の54%を上回っている場合にのみ、捕獲可能量が算出される。

100年の間に、捕獲以外に、環境の変化（例えば、生息できる鯨の最大数が半減）、突然の大量死（資源量が半減）などの不測要因があっても資源が枯渇しないことがRMPの開発過程で確認済。

6年おきに最新データ（例：資源量推定値）を取り込み捕獲可能量を再計算。

RMPによる捕獲可能量の算出



<RMPによる捕獲可能量算出の特性>

- ・資源量推定値が無い海域（未調査海域）は捕獲可能量はゼロ
- ・新たな資源量推定値が10年以上得られない場合、捕獲可能量が減少（10年経過で毎年2割、捕獲可能量が定量で減少）
- ・資源量推定値の信頼区間を考慮して捕獲可能量を算出するため、調査日数の減少等により精度が下がると、信頼区間が広がり、捕獲可能量は減少
- ・系群構造情報の収集は、不確実性低減につながり、結果として、捕獲可能量は増加（不確実性が高いと保守的な捕獲可能量になる）

内閣官房長官談話（平成30（2018）年12月26日）（抄）

七 脱退の効力が発生する来年七月から我が国が行う商業捕鯨は、我が国の領海及び排他的経済水域に限定し、南極海・南半球では捕獲を行いません。また、国際法に従うとともに、鯨類の資源に悪影響を与えないようIWCで採択された方式により算出される捕獲枠の範囲内で行います。

鯨類目視調査による資源量及び系群構造調査

① 資源量推定値

調査水域内で、ジグザク型の調査コースを航行し、その間に発見した鯨の頭数と調査した距離を基に、統計処理により資源量を推定（資源量推定手法（目視調査）についてIWC科学委員会がガイドラインを作成）

② 系群構造

バイオプシー皮膚標本（DNA情報）や衛星標識装着（回遊経路）により系群構造を把握

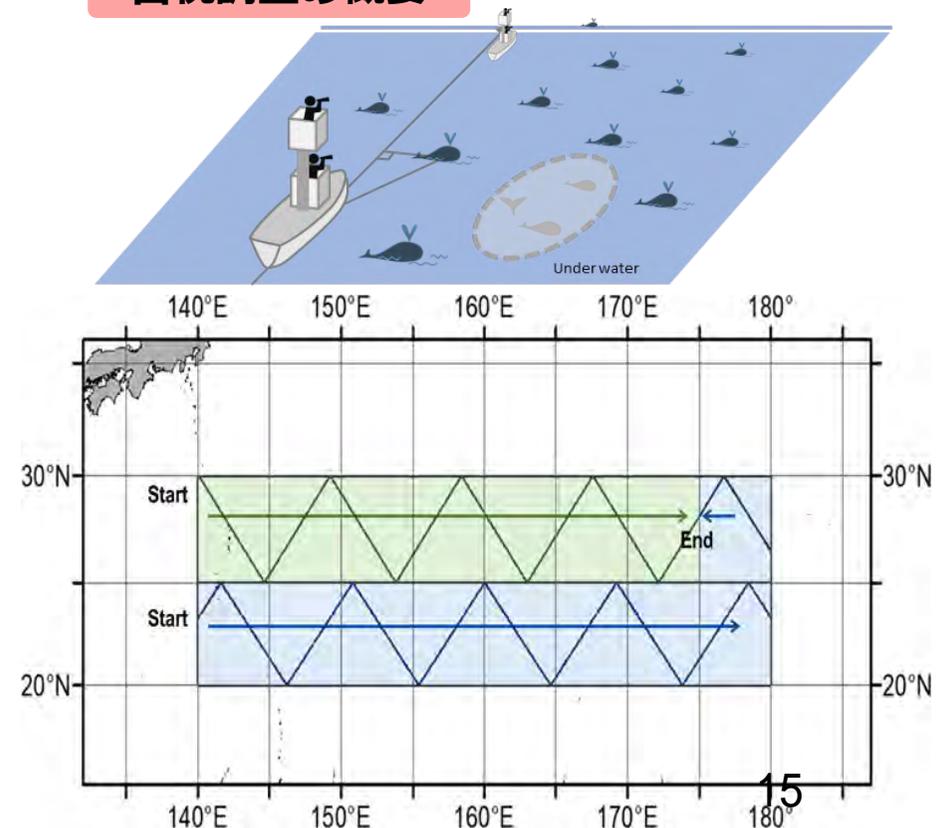
③ その他

写真撮影（個体識別）により系群構造解析を補完

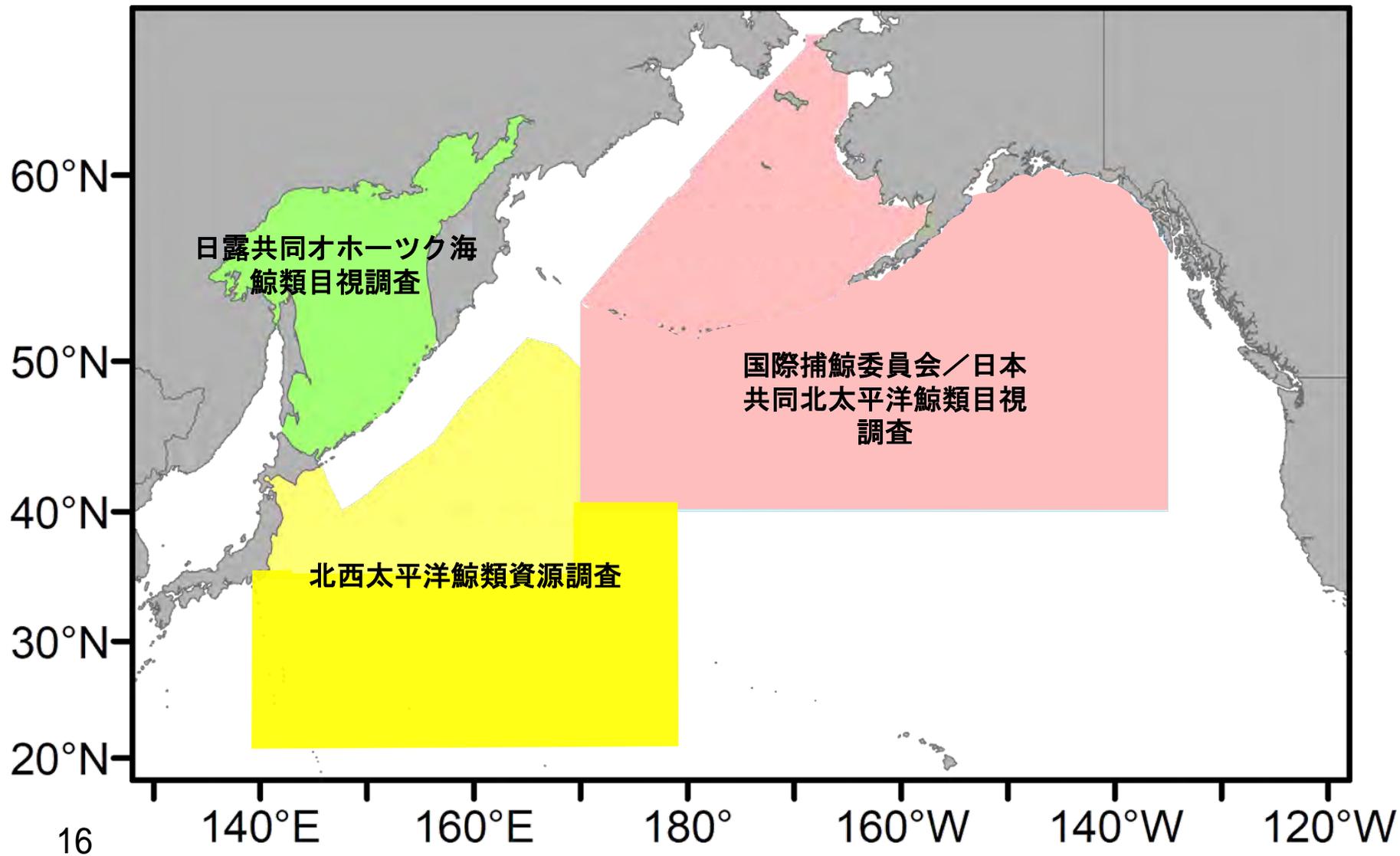
調査船の外観



目視調査の概要



北太平洋における鯨類科学調査実施水域



ミンククジラ、イワシクジラ、ニタリクジラの資源量推定値及び捕獲可能量

独立外国人科学者による
解析方法等に対する
レビュー

我が国科学者による
捕獲可能量の解析
(IWCが採択した手法)

鯨種	資源量推定値 (推定年)	捕獲可能量
ミンククジラ (北西太平洋) 	20,513頭 (2019年)	167頭
ニタリクジラ (北太平洋) 	34,473頭 (2019年)	187頭
イワシクジラ (北太平洋) 	34,718頭 (2019年)	25頭